

兵庫労働局発表
平成19年11月20日

職業安定部職業対策課

課長 藤原 義典
課長補佐 古川 昇
障害者雇用担当官 足立 靖行
電話 078(367)0810
FAX 078(367)3853

民間企業の障害者の実雇用率は、1.75%

(平成19年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告を求めている。

兵庫労働局では、今般、平成19年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

民間企業(56人以上規模の企業)においては、

雇用されている障害者の数(注)が、前年に比べて7.4%(約660人)増加し、約9,600人となったこと(全国では6.7%(約1万9千人)の増加)

実雇用率が、前年に比べて0.05ポイント上昇し、1.75%となったこと(全国では0.03ポイント上昇し、1.55%)

法定雇用率達成企業の割合が、前年に比べて0.7ポイント上昇し、55.8%となったこと(全国では0.4ポイント上昇し、43.8%)

等、障害者雇用の着実な進展が見られる。

しかしながら、

300~499人規模の企業においては、実雇用率が対前年比0.02ポイント低下し、1.55%となっており、法定雇用率達成企業の割合(52.6%)においても対前年比2.9ポイント低下し、それぞれ企業規模別に最も低くなっているといった状況となっている。

このため、兵庫労働局としては、

民間企業については、新しい指導基準(6ページ参照)に基づき、雇用率達成指導を強化する、

公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関については、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を強力に行う、
こととしている。

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業

雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8％）に雇用されている障害者の数は9,560.5人で、前年より7.4％（約660人）増加した。

このうち、身体障害者は7,538人、知的障害者は1,947人、精神障害者は75.5人であった。

実雇用率は1.75％（前年は1.70％）、法定雇用率達成企業の割合は55.8％（前年は55.1％）であった。

〔7ページ 1 (1) 概況〕

企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.75％）と比較すると、

* 56～99人規模企業（1.86％）、1,000人以上規模企業（1.82％）、500～999人規模企業（1.77％）については上回ったが、

* 100～299人規模企業（1.72％）、300～499人規模企業（1.55％）については下回った。

雇用されている障害者の数の増加率を前年と比較すると、56～99人規模企業（17.1％）、100～299人規模企業（7.7％）では、民間企業全体の増加率（7.4％）を上回った。

法定雇用率達成企業の割合は、56～99人規模企業（54.9％）、300～499人規模企業（52.6％）以外の規模の企業で前年より上昇した。

〔8ページ 1 (2) 企業規模別の雇用状況〕

産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険・不動産業及び複合サービス業以外の業種で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.75％）と比較すると、

* サービス業（2.37％）、農、林、漁業（1.82％）、製造業（1.82％）、医療・福祉（1.81％）は上回ったが、

* 運輸業（1.71％）、建設業（1.52％）、情報通信業（1.51％）、飲食店・宿泊業（1.49％）、金融・保険・不動産業（1.47％）、卸売・小売業（1.44％）、複合サービス業（1.42％）、教育・学習支援業（1.33％）、鉱業（0.00％）及び電気・ガス・熱供給・水道業（0.00％）では、それぞれ下回った。

〔9ページ 1 (3) 産業別の雇用状況〕

法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、67.9％を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の61.6％となっている。

〔13ページ 1 (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数〕

(2) 特殊法人

特殊法人(法定雇用率2.1%)に雇用されている障害者の数(注)は61.0人であり、実雇用率は2.00%と前年に比べ0.18ポイント上昇している。

〔7ページ 1 (1) 概況〕

〔14ページ 1 (5) 法定雇用率2.1%が適用される特殊法人における詳細状況〕

3 地方公共団体における在職状況

(1) 県・市町の機関

兵庫県及び市町の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数(注)は1,381.0人であり、実雇用率は2.63%と前年と比べ0.06ポイント上昇している(89機関中82機関が達成)。

〔15ページ 2 (1) 概況〕

〔16～19ページ 2 (2) 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体における詳細状況〕

(2) 教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される兵庫県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会に在職している障害者の数は545.0人であり、実雇用率は1.92%と前年に比べ0.09ポイント上昇している(8機関中7機関が達成)。

〔15ページ 2 (1) 概況〕

〔19ページ 2 (3) 法定雇用率2.0%の機関における詳細状況〕

(注) 民間企業に雇用されている障害者の数及び地方公共団体に在職している障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者(短時間労働者以外)については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	一般の民間企業 （56人以上規模の企業）	1.8%
	特殊法人 （労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人）	2.1%
○ 国、地方公共団体	（48人以上規模の機関）	2.1%
都道府県等の教育委員会	（50人以上規模の機関）	2.0%

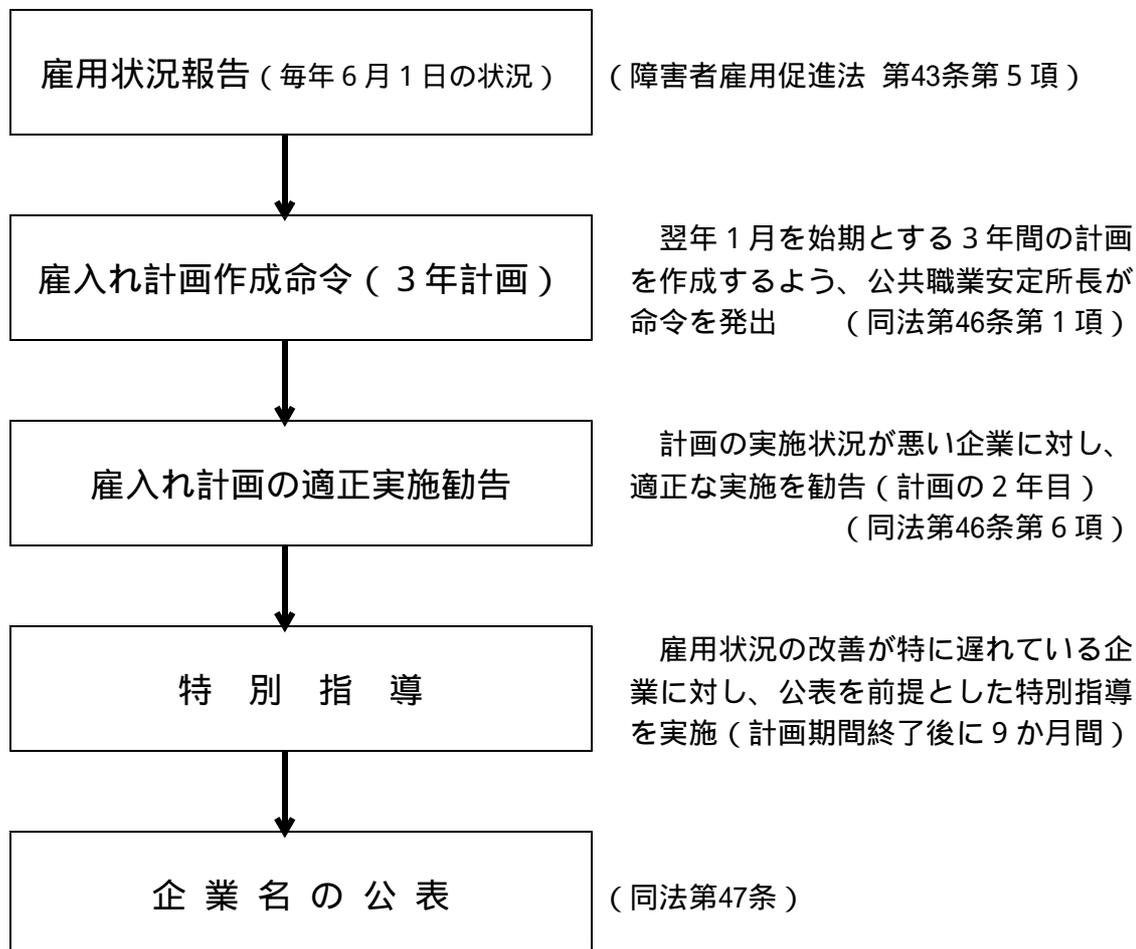
（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕全国の状況

平成18年度の実績

* 「雇入れ計画作成命令」の発出	951社
* 雇入れ計画の「適正実施勧告」	124社
* 「特別指導」の実施	25社

雇入れ計画を実施中の企業 1,840社 (18年度末現在)

企業名の公表

平成4年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 2社

障害者雇用率達成指導の強化（ポイント）

「雇入れ計画作成命令」の対象範囲を拡大

指導対象とする実雇用率の水準の見直し

- ・ 1.2%未満 かつ 不足数5人以上
 全国平均実雇用率未満 かつ 不足数5人以上

0人雇用の中小企業に対する指導の強化

- ・ 法定雇用数が3～4人(167～277人規模の企業)であって、0人雇用の企業

不足数が多い大企業に対する指導の強化

- ・ 不足数10人以上の企業

() については平成19年度から、及びについては平成18年度から実施

目標を設定して、着実に取組を推進

平成20年の障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が全国で5割を超えることを目指す。

障害者雇用状況(全国・兵庫県)

(平成19年6月1日現在)

兵庫県労働局職業安定部職業対策課

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		常用労働者数	障害者数	実雇用率			常用労働者数	障害者数	実雇用率	
一般の 民間企業 [1.8%]	企業 71,224 (67,168)	人 19,504,649 (18,652,344)	人 302,716.0 (283,750.5)	% 1.55 (1.52)	% 43.8 (43.4)	企業 2,398 (2,273)	人 544,839 (524,356)	人 9,560.5 (8,904.5)	% 1.75 (1.70)	% 55.8 (55.1)
特殊法人 [2.1%]	法人 247 (246)	人 454,409 (451,534)	人 8,930.5 (7,053.5)	% 1.97 (1.56)	% 60.7 (54.5)	法人 5 (5)	人 3,048 (3,016)	人 61.0 (55.0)	% 2.00 (1.82)	% 60.0 (80.0)

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

注 1 「常用労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

3 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
一般の 民間企業 [1.8%]	人 302,716.0 (283,750.5)	人 251,165 (238,267)	人 47,818 (43,566)	人 3,733.0 (1,917.5)	人 9,560.5 (8,904.5)	人 7,538 (7,177)	人 1,947 (1,677)	人 75.5 (50.5)
特殊法人 [2.1%]	人 8,930.5 (7,053.5)	人 8,020 (6,676)	人 506 (228)	人 404.5 (149.5)	人 61.0 (55.0)	人 55 (55)	人 6 (0)	人 0.0 (0.0)

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

注 1 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

2 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		常用労働者数	障害者数	実雇用率			常用労働者数	障害者数	実雇用率	
規模計	企業 71,224 (67,168)	人 19,504,649 (18,652,344)	人 302,716.0 (283,750.5)	% 1.55 (1.52)	% 43.8 (43.4)	企業 2,398 (2,273)	人 544,839 (524,356)	人 9,560.5 (8,904.5)	% 1.75 (1.70)	% 55.8 (55.1)
56～99人	企業 26,746 (24,708)	人 1,967,939 (1,821,622)	人 28,226.5 (26,516.0)	% 1.43 (1.46)	% 44.8 (45.2)	企業 896 (838)	人 66,273 (61,981)	人 1,231.0 (1,051.0)	% 1.86 (1.70)	% 54.9 (55.5)
100～299	31,967 (30,337)	4,815,853 (4,582,065)	62,467.5 (58,187.5)	1.30 (1.27)	44.4 (43.6)	1,113 (1,059)	164,856 (157,996)	2,837.5 (2,633.5)	1.72 (1.67)	56.9 (55.6)
300～499	5,808 (5,643)	2,012,944 (1,952,209)	29,950.0 (28,886.0)	1.49 (1.48)	40.8 (40.2)	190 (182)	64,129 (62,033)	994.0 (971.0)	1.55 (1.57)	52.6 (55.5)
500～999	3,968 (3,814)	2,508,349 (2,411,051)	39,297.0 (36,888.0)	1.57 (1.53)	40.4 (38.7)	122 (118)	76,759 (74,235)	1,355.5 (1,309.5)	1.77 (1.76)	58.2 (51.7)
1,000以上	2,735 (2,666)	8,199,564 (7,885,397)	142,775.0 (133,273.0)	1.74 (1.69)	40.1 (36.9)	77 (76)	172,822 (168,111)	3,142.5 (2,939.5)	1.82 (1.75)	55.8 (48.7)

注 1(1) と同じ

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
規模計	人 302,716.0 (283,750.5)	人 251,165 (238,267)	人 47,818 (43,566)	人 3,733.0 (1,917.5)	人 9,560.5 (8,904.5)	人 7,538 (7,177)	人 1,947 (1,677)	人 75.5 (50.5)
56～99人	人 28,226.5 (26,516.0)	人 19,304 (18,239)	人 8,454 (7,942)	人 468.5 (335.0)	人 1,231.0 (1,051.0)	人 779 (746)	人 445 (297)	人 7.0 (8.0)
100～299	62,467.5 (58,187.5)	49,706 (46,601)	11,840 (11,023)	921.5 (563.5)	2,837.5 (2,633.5)	2,078 (1,921)	736 (700)	23.5 (12.5)
300～499	29,950.0 (28,886.0)	24,714 (24,056)	4,767 (4,611)	469.0 (219.0)	994.0 (971.0)	821 (816)	162 (143)	11.0 (12.0)
500～999	39,297.0 (36,888.0)	33,795 (32,198)	5,015 (4,492)	487.0 (198.0)	1,355.5 (1,309.5)	1,208 (1,175)	134 (131)	13.5 (3.5)
1,000以上	142,775.0 (133,273.0)	123,646 (117,173)	17,742 (15,498)	1,387.0 (602.0)	3,142.5 (2,939.5)	2,652 (2,519)	470 (406)	20.5 (14.5)

注 1(1) と同じ

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

(3) 産業別の雇用状況

概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		常用労働者数	障害者数	実雇用率			常用労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
産業計	71,224 (67,168)	19,504,649 (18,652,344)	302,716.0 (283,750.5)	1.55 (1.52)	43.8 (43.4)	2,398 (2,273)	544,839 (524,356)	9,560.5 (8,904.5)	1.75 (1.70)	55.8 (55.1)
農、林、漁業	155 (146)	20,007 (19,691)	354.5 (347.0)	1.77 (1.76)	54.2 (54.8)	6 (6)	714 (749)	13.0 (11.0)	1.82 (1.47)	66.7 (83.3)
鉱業	41 (44)	7,373 (7,600)	108.0 (120.0)	1.46 (1.58)	48.8 (56.8)	1 (1)	128 (132)	0.0 (0.0)	- (-)	0.0 (0.0)
建設業	2,251 (2,206)	559,693 (554,724)	8,189.5 (7,935.0)	1.46 (1.43)	44.7 (42.4)	60 (60)	8,019 (7,814)	122.0 (124.0)	1.52 (1.59)	66.7 (61.7)
製造業	21,260 (20,559)	6,428,236 (6,264,417)	111,110.0 (106,647.0)	1.73 (1.70)	54.6 (53.6)	905 (863)	237,090 (231,113)	4,316.0 (4,100.0)	1.82 (1.77)	64.3 (63.3)
電気・ガス・熱 供給・水道業	211 (203)	188,400 (187,323)	3,501.0 (3,411.5)	1.86 (1.82)	43.1 (44.8)	2 (4)	182 (543)	0.0 (7.0)	- (1.29)	0.0 (25.0)
情報通信業	3,425 (2,986)	1,133,043 (1,039,265)	13,578.5 (12,255.0)	1.20 (1.18)	20.4 (20.4)	32 (27)	11,015 (9,024)	166.5 (144.0)	1.51 (1.60)	43.8 (44.4)
運輸業	4,603 (4,372)	1,087,722 (1,050,690)	18,564.0 (17,770.5)	1.71 (1.69)	51.1 (50.5)	170 (160)	28,131 (27,682)	480.0 (464.0)	1.71 (1.68)	62.9 (58.8)
卸売・小売業	12,816 (12,213)	3,428,725 (3,258,630)	44,820.0 (40,757.0)	1.31 (1.25)	31.6 (31.0)	352 (344)	108,782 (106,829)	1,570.5 (1,489.5)	1.44 (1.39)	36.6 (37.5)
金融・保険・不 動産業	2,192 (2,022)	1,356,965 (1,299,085)	20,085.5 (18,836.5)	1.48 (1.45)	28.7 (30.8)	47 (49)	16,609 (16,704)	244.0 (255.0)	1.47 (1.53)	38.3 (42.9)
飲食店・宿泊業	1,902 (1,834)	492,846 (440,837)	7,066.5 (6,169.5)	1.43 (1.40)	38.2 (38.5)	44 (43)	9,222 (8,719)	137.0 (133.0)	1.49 (1.53)	56.8 (55.8)
医療・福祉	8,814 (8,268)	1,391,606 (1,314,218)	26,453.5 (24,200.5)	1.90 (1.84)	56.2 (53.9)	362 (335)	47,251 (44,613)	855.0 (799.0)	1.81 (1.79)	63.0 (61.5)
教育・学習支援業	1,520 (1,381)	323,714 (307,044)	4,195.5 (3,858.5)	1.30 (1.26)	37.8 (38.4)	60 (45)	10,188 (8,542)	136.0 (111.0)	1.33 (1.30)	43.3 (37.8)
複合サービス事業	944 (969)	296,585 (300,184)	4,148.0 (4,006.5)	1.40 (1.33)	40.9 (38.0)	18 (17)	8,289 (8,326)	118.0 (123.0)	1.42 (1.48)	50.0 (41.2)
サービス業	11,082 (9,964)	2,788,731 (2,608,044)	40,528.5 (37,422.0)	1.45 (1.43)	36.5 (36.8)	339 (319)	59,219 (53,566)	1,402.5 (1,144.0)	2.37 (2.14)	46.3 (48.3)

注 1(1) と同じ

産業計はその他分類不能の産業を含む。

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
産業計	人 302,716.0 (283,750.5)	人 251,165 (238,267)	人 47,818 (43,566)	人 3,733.0 (1,917.5)	人 9,560.5 (8,904.5)	人 7,538 (7,177)	人 1,947 (1,677)	人 75.5 (50.5)
農、林、漁業	人 354.5 (347.0)	人 224 (218)	人 126 (128)	人 4.5 (1.0)	人 13.0 (11.0)	人 5 (6)	人 6 (5)	人 2.0 (0.0)
鉱業	人 108.0 (120.0)	人 104 (118)	人 4 (2)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
建設業	人 8,189.5 (7,935.0)	人 7,956 (7,730)	人 178 (174)	人 55.5 (31.0)	人 122.0 (124.0)	人 118 (118)	人 4 (6)	人 0.0 (0.0)
製造業	人 111,110.0 (106,647.0)	人 92,949 (89,840)	人 17,178 (16,264)	人 983.0 (543.0)	人 4,316.0 (4,100.0)	人 3,578 (3,398)	人 708 (681)	人 30.0 (21.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	人 3,501.0 (3,411.5)	人 3,387 (3,308)	人 87 (90)	人 27.0 (13.5)	人 0.0 (7.0)	人 0 (4)	人 0 (3)	人 0.0 (0.0)
情報通信業	人 13,578.5 (12,255.0)	人 12,986 (11,830)	人 351 (324)	人 241.5 (101.0)	人 166.5 (144.0)	人 161 (141)	人 3 (3)	人 2.5 (0.0)
運輸業	人 18,564.0 (17,770.5)	人 16,466 (16,058)	人 1,920 (1,621)	人 178.0 (91.5)	人 480.0 (464.0)	人 443 (434)	人 37 (30)	人 0.0 (0.0)
卸売・小売業	人 44,820.0 (40,757.0)	人 34,224 (31,921)	人 9,878 (8,552)	人 718.0 (284.0)	人 1,570.5 (1,489.5)	人 1,236 (1,228)	人 322 (251)	人 12.5 (10.5)
金融・保険・不動産業	人 20,085.5 (18,836.5)	人 19,721 (18,645)	人 266 (140)	人 98.5 (51.5)	人 244.0 (255.0)	人 239 (254)	人 1 (0)	人 4.0 (1.0)
飲食店・宿泊業	人 7,066.5 (6,169.5)	人 3,990 (3,502)	人 2,979 (2,630)	人 97.5 (37.5)	人 137.0 (133.0)	人 103 (96)	人 34 (37)	人 0.0 (0.0)
医療・福祉	人 26,453.5 (24,200.5)	人 20,064 (18,813)	人 5,828 (5,036)	人 561.5 (351.5)	人 855.0 (799.0)	人 619 (601)	人 224 (187)	人 12.0 (11.0)
教育・学習支援業	人 4,195.5 (3,858.5)	人 3,937 (3,695)	人 230 (154)	人 28.5 (9.5)	人 136.0 (111.0)	人 136 (111)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
複合サービス事業	人 4,148.0 (4,006.5)	人 3,616 (3,530)	人 497 (456)	人 35.0 (20.5)	人 118.0 (123.0)	人 101 (103)	人 17 (20)	人 0.0 (0.0)
サービス業	人 40,528.5 (37,422.0)	人 31,528 (29,045)	人 8,296 (7,995)	人 704.5 (382.0)	人 1,402.5 (1,144.0)	人 799 (683)	人 591 (454)	人 12.5 (7.0)

注 1(1) と同じ
産業計はその他分類不能の産業を含む。

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

製造業における雇用状況(概況)

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		常用労働者数	障害者数	実雇用率			常用労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業 人	人	人	%	%	企業 人	人	人	%	%
製造業計	21,260 (20,559)	6,428,236 (6,264,417)	111,110.0 (106,647.0)	1.73 (1.70)	54.6 (53.6)	905 (863)	237,090 (231,113)	4,316.0 (4,100.0)	1.82 (1.77)	64.3 (63.3)
食料品・たばこ	3,034 (2,976)	730,650 (736,735)	14,152.5 (13,864.5)	1.94 (1.88)	62.2 (60.7)	140 (139)	38,581 (38,621)	755.5 (744.0)	1.96 (1.93)	70.0 (69.1)
繊維・衣服	1,021 (1,044)	181,008 (184,175)	3,543.5 (3,517.0)	1.96 (1.91)	63.7 (61.9)	25 (26)	3,675 (4,090)	65.0 (69.0)	1.77 (1.69)	60.0 (57.7)
木材・家具	457 (462)	76,262 (79,541)	1,492.0 (1,584.0)	1.96 (1.99)	65.0 (66.5)	10 (10)	1,229 (1,212)	30.0 (27.0)	2.44 (2.23)	90.0 (80.0)
パルプ・紙・印刷	1,778 (1,737)	349,571 (347,321)	5,835.0 (5,648.5)	1.67 (1.63)	53.3 (51.5)	50 (50)	6,499 (7,038)	142.0 (141.0)	2.18 (2.00)	68.0 (64.0)
化学工業	2,180 (2,064)	776,167 (763,513)	12,297.5 (11,940.5)	1.58 (1.56)	47.6 (45.2)	97 (87)	22,578 (21,428)	342.0 (303.0)	1.51 (1.41)	54.6 (52.9)
窯業・土石	651 (638)	155,575 (144,780)	2,571.0 (2,299.0)	1.65 (1.59)	53.3 (53.3)	20 (19)	3,867 (3,635)	63.0 (59.0)	1.63 (1.62)	60.0 (47.4)
鉄鋼	411 (387)	146,673 (142,800)	2,617.5 (2,406.0)	1.78 (1.68)	58.6 (57.4)	28 (27)	18,361 (18,584)	370.0 (354.0)	2.02 (1.90)	60.7 (63.0)
非鉄金属	374 (363)	115,851 (113,212)	1,987.0 (1,834.0)	1.72 (1.62)	61.2 (58.1)	18 (16)	3,103 (2,683)	65.0 (50.0)	2.09 (1.86)	66.7 (62.5)
金属製品	1,737 (1,651)	286,544 (285,119)	5,253.5 (5,193.5)	1.83 (1.82)	58.9 (57.9)	91 (87)	14,375 (13,084)	230.0 (220.0)	1.60 (1.68)	67.0 (71.3)
電気機械	2,482 (2,435)	1,162,673 (1,141,290)	20,871.5 (20,258.5)	1.80 (1.78)	53.8 (52.2)	131 (126)	35,810 (32,945)	625.5 (574.0)	1.75 (1.74)	66.4 (65.1)
その他機械	5,071 (4,920)	1,864,346 (1,779,828)	30,596.5 (29,029.5)	1.64 (1.63)	50.9 (50.5)	209 (188)	61,767 (60,399)	1,135.0 (1,079.0)	1.84 (1.79)	60.8 (60.1)
その他	2,064 (1,882)	582,916 (546,103)	9,892.5 (9,072.0)	1.70 (1.66)	49.9 (51.0)	86 (88)	27,245 (27,394)	493.0 (480.0)	1.81 (1.75)	66.3 (63.6)

注 1(1) と同じ

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

製造業における雇用状況（障害種別）

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
製造業計	111,110.0 (106,647.0)	92,949 (89,840)	17,178 (16,264)	983.0 (543.0)	4,316.0 (4,100.0)	3,578 (3,398)	708 (681)	30.0 (21.0)
食料品・たばこ	14,152.5 (13,864.5)	8,494 (8,450)	5,489 (5,300)	169.5 (114.5)	755.5 (744.0)	452 (430)	298 (308)	5.5 (6.0)
繊維・衣服	3,543.5 (3,517.0)	2,753 (2,740)	765 (763)	25.5 (14.0)	65.0 (69.0)	46 (50)	19 (19)	0.0 (0.0)
木材・家具	1,492.0 (1,584.0)	1,216 (1,257)	270 (324)	6.0 (3.0)	30.0 (27.0)	19 (16)	11 (11)	0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	5,835.0 (5,648.5)	5,019 (4,936)	764 (681)	52.0 (31.5)	142.0 (141.0)	98 (109)	43 (32)	1.0 (0.0)
化学工業	12,297.5 (11,940.5)	10,738 (10,504)	1,452 (1,383)	107.5 (53.5)	342.0 (303.0)	320 (283)	18 (16)	4.0 (4.0)
窯業・土石	2,571.0 (2,299.0)	2,145 (1,912)	416 (374)	10.0 (13.0)	63.0 (59.0)	58 (53)	3 (4)	2.0 (2.0)
鉄鋼	2,617.5 (2,406.0)	2,440 (2,277)	157 (116)	20.5 (13.0)	370.0 (354.0)	365 (349)	5 (5)	0.0 (0.0)
非鉄金属	1,987.0 (1,834.0)	1,726 (1,633)	249 (195)	12.0 (6.0)	65.0 (50.0)	47 (37)	17 (12)	1.0 (1.0)
金属製品	5,253.5 (5,193.5)	3,912 (3,919)	1,300 (1,247)	41.5 (27.5)	230.0 (220.0)	199 (190)	31 (30)	0.0 (0.0)
電気機械	20,871.5 (20,258.5)	18,789 (18,338)	1,929 (1,839)	153.5 (81.5)	625.5 (574.0)	578 (526)	44 (46)	3.5 (2.0)
その他機械	30,596.5 (29,029.5)	27,288 (26,091)	3,028 (2,798)	280.5 (140.5)	1,135.0 (1,079.0)	974 (934)	152 (140)	9.0 (5.0)
その他	9,892.5 (9,072.0)	8,429 (7,783)	1,359 (1,244)	104.5 (45.0)	493.0 (480.0)	422 (421)	67 (58)	4.0 (1.0)

注 1(1) と同じ

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	全 国									
	未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 -9人以下	9.5人以上 -20人以下	20.5人以上 -50人以 下	50.5人以 上	
規模計	39,994 (100.0%)	24,238 (60.6%)	8,507 (21.3%)	3,287 (8.2%)	1,811 (4.5%)	1,667 (4.2%)	362 (0.9%)	102 (0.3%)	20 (0.1%)	25,370 (63.4%)
56-99人	14,765 (100.0%)	14,765 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	14,723 (99.7%)
100-299人	17,788 (100.0%)	8,062 (45.3%)	7,116 (40.0%)	1,863 (10.5%)	653 (3.7%)	94 (0.5%)	- -	- -	- -	10,358 (58.2%)
300-499人	3,437 (100.0%)	785 (22.8%)	819 (23.8%)	774 (22.5%)	586 (17.0%)	473 (13.8%)	- -	- -	- -	255 (7.4%)
500-999人	2,366 (100.0%)	466 (19.7%)	402 (17.0%)	474 (20.0%)	390 (16.5%)	561 (23.7%)	73 (3.1%)	- -	- -	31 (1.3%)
1,000人 以上	1,638 (100.0%)	160 (9.8%)	170 (10.4%)	176 (10.7%)	182 (11.1%)	539 (32.9%)	289 (17.6%)	102 (6.2%)	20 (1.2%)	3 (0.0%)

区分	兵 庫 県									
	未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 -9人以下	9.5人以上 -20人以下	20.5人以上 -50人以 下	50.5人以 上	
規模計	1,059 (100.0%)	719 (67.9%)	214 (20.2%)	55 (5.2%)	41 (3.9%)	24 (2.3%)	5 (0.5%)	- -	1 (0.1%)	652 (61.6%)
56-99人	404 (100.0%)	404 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	402 (99.5%)
100-299人	480 (100.0%)	265 (55.2%)	173 (36.0%)	31 (6.5%)	9 (1.9%)	2 (0.4%)	- -	- -	- -	244 (50.8%)
300-499人	90 (100.0%)	26 (28.9%)	24 (26.7%)	16 (17.8%)	15 (16.7%)	9 (10.0%)	- -	- -	- -	6 (6.7%)
500-999人	51 (100.0%)	17 (33.3%)	10 (19.6%)	6 (11.8%)	11 (21.6%)	5 (9.8%)	2 (3.9%)	- -	- -	- -
1,000人 以上	34 (100.0%)	7 (20.6%)	7 (20.6%)	2 (5.9%)	6 (17.6%)	8 (23.5%)	3 (8.8%)	- -	1 (2.9%)	- -

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

(注)1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 法定雇用率2.1%が適用される特殊法人における詳細状況

	常用労働者数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
兵庫教育大学	203	5.0	2.46	0.0	
神戸大学	2,325	45.0	1.94	3.0	注4
兵庫県土地開発公社	103	4.0	3.88	0.0	
兵庫県住宅供給公社	309	5.0	1.62	1.0	注5
神戸市住宅供給公社	108	2.0	1.85	0.0	

注 1 「常用労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「常用労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 神戸大学においては、7月1日現在において、障害者の数50.0人、実雇用率2.15%、不足数0.0人となっている。

5 兵庫県住宅供給公社においては、11月12日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.24%、不足数0.0人となっている。

2 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 概況

概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	機関数	雇 用 状 況			達成機関の割合	機関数	雇 用 状 況			達成機関の割合
		職員数	障害者数	実雇用率			職員数	障害者数	実雇用率	
法定雇用率2.1% が適用される県等の 機関	機関 2,748 (2,787)	人 1,302,545 (1,330,767)	人 30,206.0 (30,129.0)	% 2.32 (2.26)	% 81.8 (78.4)	機関 89 (92)	人 52,533 (54,042)	人 1,381.0 (1,387.0)	% 2.63 (2.57)	% 92.1 (88.0)
法定雇用率2.0% が適用される 教育委員会	153 (152)	649,369 (658,741)	10,067.0 (9,648.0)	1.55 (1.46)	56.9 (50.7)	8 (8)	28,337 (28,893)	545.0 (528.0)	1.92 (1.83)	87.5 (87.5)

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

- 注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。
- 3 「法定雇用率2.0%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会である。
- 4 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

障害種別在職状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
法定雇用率2.1% が適用される県等 の地方公共団体	人 30,206.0 (30,129.0)	人 29,765 (29,788)	人 238 (200)	人 203.0 (141.0)	人 1,381.0 (1,387.0)	人 1,364 (1,374)	人 13 (12)	人 4.0 (1.0)
法定雇用率2.0% が適用される 教育委員会	人 10,067.0 (9,648.0)	人 10,028 (9,629)	人 12 (8)	人 27.0 (11.0)	人 545.0 (528.0)	人 544 (528)	人 0 (0)	人 1.0 (0.0)

(資料出所 厚生労働省職業安定局)

- 注 1 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。
- 2 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体における詳細状況

兵庫県知事部局の状況

	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
兵庫県知事部局	9,156	213.0	2.33	0.0	

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

兵庫県機関(議会事務局、企業局、警察等)の状況

	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
兵庫県議会事務局	64	1.0	1.56	0.0	
兵庫県企業庁	221	10.0	4.52	0.0	
兵庫県病院局	1,857	48.0	2.58	0.0	
兵庫県警察本部	830	20.0	2.41	0.0	

注 (2) と同じ

市の機関の状況

市	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
神戸	8,609	280.0	3.25	0.0	
姫路	2,042	44.0	2.15	0.0	
尼崎	2,627	88.0	3.35	0.0	
明石	1,442	33.0	2.29	0.0	
西宮	1,828	65.0	3.56	0.0	
洲本	458	12.0	2.62	0.0	
芦屋	537	15.0	2.79	0.0	
伊丹	1,002	32.0	3.19	0.0	特例認定あり 注4
相生	234	6.0	2.56	0.0	
豊岡	748	17.0	2.27	0.0	
加古川	1,335	29.0	2.17	0.0	
たつの	646	14.0	2.17	0.0	
赤穂	323	9.0	2.79	0.0	
西脇	475	10.0	2.11	0.0	
宝塚	1,116	30.0	2.69	0.0	
三木	659	19.0	2.88	0.0	
高砂	571	12.0	2.10	0.0	

市	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
川西	741	17.0	2.29	0.0	
小野	381	8.0	2.10	0.0	
三田	679	16.0	2.36	0.0	特例認定あり 注4
加西	412	9.0	2.18	0.0	
篠山	462	11.0	2.38	0.0	特例認定あり 注4
養父	306	3.0	0.98	3.0	
丹波	876	24.0	2.74	0.0	特例認定あり 注4
南あわじ	579	14.0	2.42	0.0	
朝来	420	9.0	2.14	0.0	
淡路	534	10.0	1.87	1.0	
宍粟	492	10.0	2.03	0.0	
加東	396	8.0	2.02	0.0	

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

町の機関の状況

町	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
猪名川	167	3.0	1.80	0.0	
多可	205	4.0	1.95	0.0	
稲美	161	4.0	2.48	0.0	
播磨	193	5.0	2.59	0.0	特例認定あり 注4
神河	351	10.0	2.85	0.0	
市川	109	2.0	1.83	0.0	
福崎	125	2.0	1.60	0.0	
太子	160	3.0	1.88	0.0	
上郡	134	6.0	4.48	0.0	
佐用	362	3.0	0.83	4.0	
香美	252	5.0	1.98	0.0	
新温泉	245	1.0	0.41	4.0	

注(2)と同じ

教育委員会の状況

教育委員会	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
洲本	72	1.0	1.39	0.0	
豊岡	387	8.0	2.07	0.0	
加古川	284	6.0	2.11	0.0	
たつの	120	3.0	2.50	0.0	
赤穂	86	3.0	3.49	0.0	
西脇	87	2.0	2.30	0.0	
宝塚	429	11.0	2.56	0.0	
三木	108	4.0	3.70	0.0	
高砂	134	3.0	2.24	0.0	
川西	146	5.0	3.42	0.0	
小野	85	2.0	2.35	0.0	
三田	149	3.0	2.01	0.0	
加西	49	2.0	4.08	0.0	
養父	138	1.0	0.72	1.0	
南あわじ	170	1.0	0.59	2.0	
朝来	62	0.0	0.00	1.0	
淡路	62	1.0	1.61	0.0	
宍粟	62	2.0	3.23	0.0	
加東	75	1.0	1.33	0.0	
猪名川	54	1.0	1.85	0.0	
多可	63	1.0	1.59	0.0	
稲美	50	2.0	4.00	0.0	
太子	74	2.0	2.70	0.0	

注(2)と同じ

市町水道事業の状況

水道事業	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
神戸	992	30.0	3.02	0.0	
姫路	99	3.0	3.03	0.0	
尼崎	177	7.0	3.95	0.0	
明石	108	4.0	3.70	0.0	
西宮	237	5.0	2.11	0.0	
伊丹	69	5.0	7.25	0.0	
加古川	71	4.0	5.63	0.0	
宝塚	149	5.0	3.36	0.0	
高砂	53	2.0	3.77	0.0	
川西	66	3.0	4.55	0.0	
阪神水道	264	5.0	1.89	0.0	

注(2)と同じ

市町病院事業の状況

病院事業	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
豊岡病院組合	467	11.0	2.36	0.0	
赤穂	139	3.0	2.16	0.0	
宝塚	153	3.0	1.96	0.0	
高砂	146	4.0	2.74	0.0	
川西	100	2.0	2.00	0.0	
八鹿病院組合	280	5.0	1.79	0.0	

注(2)と同じ

市町交通機関の状況

交通機関	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
神戸市	332	12.0	3.61	0.0	
尼崎市	97	5.0	5.15	0.0	
伊丹市	66	4.0	6.06	0.0	

注(2)と同じ

(3)法定雇用率2.0%の機関における詳細状況

兵庫県教育委員会の状況

	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
兵庫県教育委員会	19,681	350.0	1.78	43.0	

注(2)と同じ

市町教育委員会の状況

教育委員会	職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
神戸市	5,622	124.0	2.21	0.0	
姫路市	746	16.0	2.14	0.0	
尼崎市	902	18.0	2.00	0.0	
明石市	311	8.0	2.57	0.0	
西宮市	700	21.0	3.00	0.0	
芦屋市	134	3.0	2.24	0.0	
伊丹市	241	5.0	2.07	0.0	

注(2)と同じ